

札幌市立大学PPP/PFI手法導入優先的検討要領

平成29年5月31日
事務局 長 決 裁

1 総則

(1) 目的

本要領は、効率的かつ効果的な大学施設等の整備等を実現するために、多様なPPP/PFI手法導入を従来の発注手法に先立って優先的に検討する手続きを定めるものであり、本学の学生や利用者への良好なサービスを提供し、以って大学経営の健全な発展・成長に寄与することを目的とする。

(2) 定義

本要領における用語の定義は、それぞれ次に定めるところとする。

ア PFI法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）

イ 整備等 建設、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、学生や利用者に対するサービスの提供を含むこと

ウ 利用料金 PFI法第2条第6項に規定する利用料金

エ 運営等 PFI法第2条第6項に規定する運営等

オ 優先的検討 本要領に基づき、本学施設等の整備等の方針を検討するにあたって、PPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、従来型の個別発注方式に優先して検討すること

カ 総務委員会 札幌市立大学学則第16条及び公立大学法人札幌市立大学総務委員会規程により置かれた委員会のこと

キ 大規模改修 利便性向上、施設用途変更等を目的とした主要設備・建築物等を大規模に改修する事業のこと

ク 運営委託事業 本学施設等の運営に関する委託事業（事業運営、清掃業務、警備業務、企画業務、料金收受業務等）のこと

ケ 維持管理委託事業 本学施設等の設備、建築物、敷地など、施設全体の維持管理を包括的に委託する事業や施設運営と施設内設備等維持管理の包括的な委託事業のこと

2 対象とするPPP/PFI手法

本要領の対象とする PPP/PFI 手法は次に掲げるものとする。

- (1) 大学施設の設計、建設及び運営・維持管理
 - BT0 方式(建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate)
 - BOT 方式(建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer)
 - B00 方式(建設 Build-所有 Own-運営等 Operate)
 - DBO 方式 (設計 Design-建設 Build-運営等 Operate)
 - DBM 方式 (設計 Design-建設 Build-維持管理 Maintenance)
 - R0 方式 (修理 Rehabilitate -運営等 Operate)
- (2) 大学施設の設計及び建設
 - BT 方式 (建設 Build-移転 Transfer)
 - 民間建設借上方式
- (3) 大学施設の運営・維持管理
 - 公共施設等運営権 (コンセッション) 方式
 - 包括的民間委託

3 優先的検討の対象となる事業

- (1) 対象事業
 - PPP/PFI手法導入に関する優先的検討事業は、次に記載する「対象事業種別」及び「対象事業規模」に該当する事業を対象とする。
 - ア 対象事業種別 (以下のいずれかに該当する事業)
 - (ア) 大学施設の整備事業
 - 新設、改築、増築、大規模改修
 - (イ) 大学施設の運営委託事業
 - (ウ) 大学施設の維持管理委託事業
 - イ 対象事業規模 (以下のいずれかに該当する事業)
 - (ア) 上記ア「(ア) 大学施設の整備事業」の総事業費が 10 億円以上の事業
 - (イ) 上記ア「(イ) 大学施設の運営委託事業」若しくは「(ウ) 大学施設の維持管理委託事業」、又は双方の合算した単年度事業費が 1 億円以上の事業

4 優先的検討の実施時期

対象施設の整備・運営・維持管理に係る検討の開始後、整備方針等について学内合意等を得るまでの期間

5 簡易な検討

簡易な検討では、最も効果が想定出来る 1 つ以上の PPP/PFI 手法について、「定量的評価」と「定性的評価」を実施する。検討結果は総務委員会へ報告し、協議する。

総務委員会は、検討結果に基づき、PPP/PFI 手法導入可否方針または詳細な検討(コンサルタント等への委託を伴う導入可能性調査)の実施を決定する。

(1) 定量的評価

簡易な検討では、従来型手法及びPPP/PFI手法による概算費用を比較することで、PPP/PFI手法の採用によるLCC(ライフサイクルコスト)の縮減効果を可能な範囲で計算し、定量的な効果を把握する。

なお、計算については「札幌市PPP/PFI優先的検討指針」の簡易計算方法を準用する。

(2) 定性的評価

PPP/PFI手法の導入は、費用面における効果以外にも事業特性を踏まえて、サービス面や運営面等での効果や課題を検討した上で導入可否方針を決定する。

定性的評価では、PPP/PFI手法導入に伴う効果や課題等について、類似事例等に関する調査・検討を行う。

総務委員会は、定量的評価と定性的評価の結果を基に、導入可否方針または詳細な検討の実施を決定する。

(3) 簡易な検討に基づく導入決定

総務委員会は、簡易な検討結果を検証・審議した結果、十分に課題・効果等の検討がなされていると判断出来る場合は、詳細な検討を実施せずにPPP/PFI手法の導入方針を決定することが出来る。

6 詳細な検討

簡易な検討結果を総務委員会で検証後、詳細な検討の実施が決定された場合は、コンサルタント等への委託費を伴う PPP/PFI 手法導入可能性調査を実施する。

総務委員会は、詳細な検討結果を基に、事業への PPP/PFI 手法導入可否方針の決定を行う。

7 評価結果の公表

PPP/PFI手法を導入しない場合には、次に掲げる事項を適切な時期に本大学ホームページ上で公表する。

(1) 公表内容について

対象事業において、いずれのPPP/PFI手法も導入せず、従来型手法にて事業を実施する場合は、その理由を定性的、定量的評価結果を基に、本大学ホームページにて公表する。

(2) 公表時期について

公表時期については、予定価格の推測等につながることに留意する。